

医療機関ホームページに掲載すべきでない事項・自由診療において掲載すべき事項

【厚生労働省：医療機関 HP ガイドライン（2012年9月28日）より抜粋】

医療機関ホームページガイドライン作成の趣旨

厚生労働省では、今般、インターネット上の医療機関のホームページ（以下「ホームページ」という。）全般の内容に関するガイドラインを別添のとおり作成しましたので、お知らせします。美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関のホームページに掲載されている情報を契機として発生するトラブルを踏まえて、関係団体等による自主的な取組を促すものです。

これまで、厚生労働省は、ホームページについては、平成19年3月30日付け医政発第0330014号厚生労働省医政局長通知「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について」により、当該医療機関の情報を得ようとする目的を有する者が検索等を行った上で閲覧するものであり、原則として、医療法の規定の対象となる広告とは見なしていません。

他方で、インターネット等を通じた情報の発信・入手が極めて一般的な手法となっている現状において、美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関について、例えば、ホームページに掲載されている治療内容や費用と、受診時における医療機関からの説明・対応とが異なるなど、ホームページに掲載されている情報を契機として発生するトラブルに対して、適切な対応が求められる事態が生じています。

厚生労働省としては、医療機関においては、営利を目的として、ホームページにより国民・患者を不当に誘引することを厳に慎み、国民・患者保護の観点も踏まえ、ホームページに掲載されている内容を国民・患者が適切に理解し、治療等を選択できるよう、客観的で正確な情報提供が行われるべきであると考えています。

については、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会報告書」（平成24年3月）を踏まえ、引き続き、原則としてホームページを法の規制対象と見なさないこととするものの、ホームページの内容の適切なあり方に関して、別添のとおりガイドラインを作成しました。

掲載すべきでない事項	例
(1) 虚偽広告・非客観的事実：内容が虚偽にわたる、又は客観的事実であることを証明することができないもの	「加工・修正した術前術後の写真」、「絶対安全な手術」、「どんな難しい症例でも成功します」、「一日で全ての治療が終了します」、「* * %の満足度」（根拠の提示がないもの）、「当院は、〇〇研究所を併設しています」（研究の実態がないもの）
(2) 比較広告：他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの	「日本一」、「No. 1」、「著名人も推薦」、「〇〇の治療では、日本有数の実績を有する病院です」、「当院は県内一の医師数を誇ります」、「芸能プロダクションと提携しています」
(3) 誇大広告：内容が誇大なもの又は医療機関にとって都合が良い情報等の過度な強調	任意の専門資格・施設認定などの強調、体験談の強調 「無料相談された方全員に・・・をプレゼント」

① 任意の専門資格、施設認定等の誇張又は過度な強調	「知事の許可を取得した病院です」、「〇〇学会認定医」（活動実態のない団体による認定）、「〇〇協会認定施設」（活動実態のない団体による認定）、「〇〇センター」（医療機関の名称又は医療機関の名称と併記して掲載される名称）
② 手術・処置等の効果・有効性を強調するもの	「撮影条件や被写体の状態を変えるなどして撮影した術前術後の写真等」、「あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等」
③ 医療機関にとって便益を与える体験談の強調	「当該医療機関にとって便益を与えるような感想等のみを意図的に取捨選択し掲載し強調すること」、「患者に謝礼を支払うなどして、当該医療機関にとって便益となるような感想等」
④ 提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引	「無料相談をされた方全員に〇〇をプレゼント」
(4) 費用の過度な強調	「ただいまキャンペーンを実施中」、「期間限定で〇〇療法を 50% オフで提供しています」、「〇〇100,000 円を 50,000 円で実施」「〇〇の治療し放題プラン」、「〇〇の〇〇術 1 か所〇〇円」
(5) 患者の不安をあおり、受診や特定の手術などの実施を不当に誘導するもの	「〇〇手術は効果が高く、おすすめです」、「〇〇手術は効果が乏しく、リスクも高いので、新たに開発された〇〇手術をおすすめします」
(6) 公序良俗に反するもの	わいせつ・残虐な図画・映像など
(7) 医療法以外の法令で禁止されるもの	薬事法、健康増進法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法で禁止されている事項

掲載すべき事項 (自由診療を行う医療機関に限る。)	例
(1) 通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項	「通常必要とされる治療内容、平均的な費用や治療期間・回数」、「通常必要とされる治療の最低金額から最高金額までの範囲」など
(2) 治療等のリスク、副作用等に関する事項	「自由診療のリスクや副作用などの情報」